



7 畜産第 876 号
7 消安第 1968 号
7 輸国第 1113 号
令和 7 年 6 月 23 日

別記に記載する団体の長 殿

農林水産省畜産局食肉鶏卵課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
輸出・国際局規制対策グループ長

「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉
の取扱要綱」の改正について
(EU等向け牛肉輸出における使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築)

日頃より畜産行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

本日、『農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規定』の一部改正について(健生発 0623 第 1 号及び 7 輸国第 1108 号厚生労働省健康・生活衛生局長及び農林水産省輸出・国際局長通知)により、「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」が改正されました。

これにより、本日以降、英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー(以下「EU等」という。)への牛肉輸出に係る衛生証明書の発行に際しては、「EU査察における牛肉輸出に係る指摘事項への対応について(エストラジオールを含む使用禁止薬剤不使用の確認体制の構築)」(令和 7 年 5 月 21 日付け 7 畜産第 570 号・7 消安第 1290 号・7 輸国第 689 号農林水産省畜産局食肉鶏卵課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、輸出・国際局規制対策グループ長通知)に基づく、輸出牛肉の由来牛におけるエストラジオール安息香酸エステル(以下「エストラジオール」という。)を含む使用禁止薬剤の不使用確認が求められることとなります。

貴団体/貴施設におかれては、会員等に対し、使用禁止薬剤不使用確認スキーム図(別紙 1)及び下記の不使用確認体制について、改めて周知をしていただくようよろしくお願い申し上げます。

記

1 エストラジオールの不使用確認体制

(1) 不使用申告書の提出

EU等向け認定と畜場等にEU等向け輸出牛肉が由来する牛を出荷して

いる農家（以下「最終出荷農家」という。）は、別紙２－１の様式例を参考に、出荷する牛に対してエストラジオールが用いられていないことを申告します。この際、出荷牛の飼養歴がある全ての農場でのエストラジオールの不使用申告書等を根拠に申告することとなります。

また、エストラジオールは性成熟した雌牛に使用される可能性があることから、このような牛を飼養・出荷した繁殖農家等は獣医師に不使用を確認の上、別紙２－２の様式例を参考に、出荷先の農家に申告し、それ以外の繁殖農家等は別紙２－１の様式例を参考に、出荷先の農家に申告します。

（２）獣医師・診療所との不使用合意書の締結

エストラジオールは、獣医師により投与され、獣医師法に基づき、獣医師の診療簿に投薬履歴が記録される薬剤であることから、必要に応じ獣医師の診療簿を参照できる体制を構築しておく必要があります。

このため、最終出荷農家においては、予め、担当獣医師・診療所との間で、①エストラジオールを使用しない旨、②必要に応じて診療簿の写しの提供・提示に協力する旨を定める合意書を別紙３の様式例を参考に取り交し、その合意書をもとにＥＵ等向け輸出牛肉の由来牛の出荷ごとに申告します。

２ ＥＵ等へ輸出する牛肉の由来牛への使用が禁止される薬剤一覧を別紙４のとおり添付します。

以上

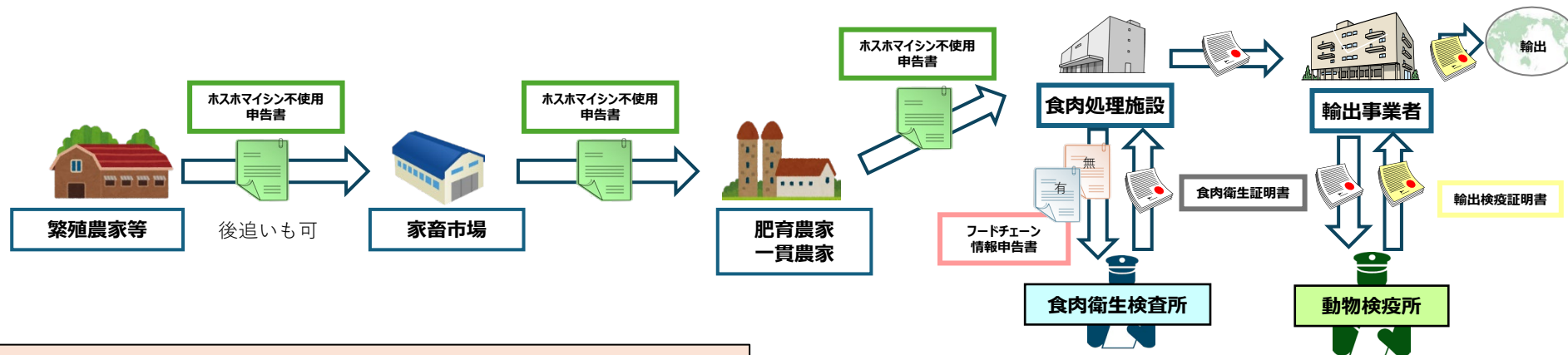
別記団体・企業一覧

(一社) 日本畜産物輸出促進協会
EU向け輸出認定と畜場・食肉処理施設
(公社) 日本獣医師会
(公社) 全国農業共済協会
全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部
(一社) 日本家畜商協会
全国家畜市場設置者
(一社) 中央酪農会議
全国酪農業協同組合連合会

- ・ 農場は、関係法令等に基づき、農場等で保管されている薬剤使用記録等に基づいて、不使用申告書を作成。
- ・ 最終的に食肉処理施設に出荷する農場まで不使用申告書をリレーすることにより当該出荷牛の生涯でEU等における使用禁止薬剤が不使用であることを証明。
- ・ 食肉衛生検査所はフードチェーン情報申告書に不使用の申告がされている場合にのみ、食肉衛生証明書を発行。

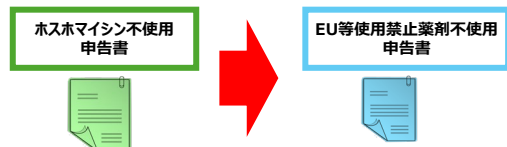
<変更点>

- ・ 不使用申告書の対象薬剤にエストラジオールを追加し、「ホスホマイシン不使用申告書」を「EU等禁止薬剤不使用申告書」へ変更。
- ・ 農場―獣医師間にて、EU等における使用禁止薬剤の不使用に関する合意書を作成。



エストラジオールの不使用を確認するための変更点

- ✓ 不使用申告書の対象薬剤にエストラジオールを追加



※繁殖農家等は、経産牛を肥育素牛として移動させる場合など、エストラジオールが使用される可能性がある13カ月齢以上の雌牛を肥育農家へ移動させる場合には、**獣医師に確認の上**、不使用であることを肥育農家へ申告。(雄、去勢、13か月齢未満の雌においてもホスホマイシンだけでなくエストラジオールの不使用申告も必要)

- ✓ 発情誘起など治療目的外での使用記録を必要に応じて確認できるよう、農家と獣医師の合意書を追加



(様式例)

※繁殖農家等：雄又は去勢、13 か月齢未満の雌牛を上場・移動させる場合はこちら

肥 育 農 家：月齢、性別に関わらず獣医師との合意書がある場合はこちら

氏名・名称：_____

住所 _____：

電話番号 _____：

EU 等における使用禁止薬剤の使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生から転出までの期間、以下のチェックした成分を含む薬剤を使用していないことを申告します。

[EU 等における使用禁止薬剤：□ホスホマイシン、□エストラジオール]

記

1. 個体識別番号：

					—					—	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

2. 生年月日 _____： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 性別 _____： ☐雄又は去勢 _____ ・ _____ ☐雌 （☐未経産、☐経産）

4. 転入有無 _____： ☐無し _____ ・ ☐有り _____
_____（転入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 転入時月齢： _____ か月）

※該当するものに✓（転入「有り」の場合は転入日及び転入時月齢を記入）

5. 転出日 _____： _____ 年 _____ 月 _____ 日（転出時月齢： _____ か月）

以上

(様式例)

※繁殖農家等：13 か月齢以上の雌牛を上場・移動させる場合はこちら

肥 育 農 家：月齢、性別に関わらず獣医師の合意書がない場合はこちら

氏名・名称：_____

住所：_____

電話番号：_____

EU 等における使用禁止薬剤の使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生から転出までの期間、以下のチェックした成分を含む薬剤を使用していないことを申告します。

なお、当該成分を使用していないこと及び確認が必要な場合に都道府県等の求めに応じて診療簿の写しを提供又は提示することに協力することを獣医師・診療所にも確認済みです。

[EU 等における使用禁止物質：□ホスホマイシン、□エストラジオール]

記

1. 個体識別番号：

					—					—	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

2. 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 性別： ☐雄又は去勢 _____ ・ ☐雌 (☐未経産、☐経産)

4. 転入有無： ☐無し _____ ・ ☐有り _____
(転入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 転入時月齢： _____ か月)

※該当するものに✓ (転入「有り」の場合は転入日及び転入時月齢を記入)

5. 転出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 (転出時月齢： _____ か月)

6. 獣医師・診療所： (獣医師・診療所名) _____

以上

令和 年 月 日

合 意 書

当農場_____及び

担当獣医師又は診療所_____は、

下記の事項を遵守することに合意いたします。

記

1. 当該農場で飼育している牛のうち、EU 等向けに輸出する牛肉由来の牛において、EU 等が使用を禁止している以下の成分を含む薬剤を一切使用いたしません。

〔EU 等における使用禁止薬剤：ホスホマイシン、エストラジオール〕

2. 確認が必要な場合都道府県職員等の求めに応じて診療簿の写しを提供又は提示することに協力いたします。

以上

(農場主)

農場所在地：

氏名：

(担当獣医師又は診療所)

診療所所在地：

獣医師名又は診療所名：

欧州連合、英国、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーへ輸出する牛肉の
由来牛への使用が禁止される薬剤一覧

1 欧州委員会委任規則第 2022/2292 号第 10 条に基づく禁止薬剤

※日本において動物用医薬品として承認されている製剤で該当するものは、雌牛に使用するエストラジオール安息香酸エステルを有効成分とする製剤のみ。

- ・ ステロイド類 (エストロジェン作用、アンドロジェン作用、ゲスターゲン作用)
- ・ スチルベン類
- ・ 抗甲状腺薬
- ・ β 作動薬
- ・ アリストロキア属植物及びその調製物
- ・ クロラムフェニコール
- ・ クロルプロマジン
- ・ コルヒチン
- ・ ダブソン
- ・ ジメトリダゾール
- ・ メトロニダゾール
- ・ ロニダゾール
- ・ ニトロフラン類

(注) エストラジオール 17β 及びそのエステル誘導体を除くステロイド類 (エストロジェン作用、アンドロジェン作用、ゲスターゲン作用) 及び β 作動薬については治療目的や発情誘起等を目的の場合は使用可能。

2 欧州委員会委任規則第 2023/905 号第 3 条に基づく禁止薬剤

※日本において動物用医薬品として承認されている製剤は、ホスホン酸誘導体 (ホスホマイシン) のみ。

※2026 年 9 月 3 日以降に欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーにおいて通関される牛肉の由来する牛に適用される。

(1) 抗生物質 (Antibiotics)

- ・ ホスホン酸誘導体 (Phosphonic acid derivates)
- ・ カルボキシペニシリン系 (Carboxypenicillins)
- ・ ウレイドペニシリン系 (Ureidopenicillins)
- ・ セフトビプロール (Ceftobiprole)
- ・ セフトアロリン (Ceftaroline)
- ・ セファロスפורイン系薬剤と β -ラクタマーゼ阻害剤の併用
(Combinations of cephalosporins with beta-lactamase inhibitors)
- ・ シデロフォアセファロスפורイン類 (Siderophore cephalosporins)
- ・ カルバペネム系 (Carbapenems)
- ・ ペネム類 (Penems)

- ・ モノバクタム系 (Monobactams)
- ・ グリコペプチド (Glycopeptides)
- ・ リポペプチド (Lipopeptides)
- ・ オキサゾリジノン系 (Oxazolidinones)
- ・ フィダキソマイシン (Fidaxomicin)
- ・ プラゾマイシン (Plazomicin)
- ・ グリシルサイクリン系 (Glycylcyclines)
- ・ エラバサイクリン (Eravacycline)
- ・ オマダサイクリン (Omadacycline)

(2) 抗ウィルス剤 (Antivirals)

- ・ アマンタジン (Amantadine)
- ・ バロキサビルマルボキシル (Baloxavir marboxil)
- ・ セルゴシビル (Celgosivir)
- ・ ファビピラビル (Favipiravir)
- ・ ガリデシビル (Galidesivir)
- ・ ラクチミドマイシン (Lactimidomycin)
- ・ ラニナミビル (Laninamivir)
- ・ メチサゾン (Methisazone/metisazone)
- ・ モルヌピラビル (Molnupiravir)
- ・ ニタゾキサニド (Nitazoxanide)
- ・ オセルタミビル (Oseltamivir)
- ・ ペラミビル (Peramivir)
- ・ リバビリル (Ribavirin)
- ・ リマンタジン (Rimantadine)
- ・ チゾキサニド (Tizoxanide)
- ・ トリアザビリン (Triazavirin)
- ・ ウミフェノビル (Umifenovir)
- ・ ザナミビル (Zanamivir)

(3) 抗原虫剤 (Antiprotozoals)

- ・ ニタゾキサニド (Nitazoxanide)